石運輸第６２２号の２
石運整第３２８号の２
平成２５年９月３０日

自動車運送事業者　代表者　殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の
解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（平成２５年９月２０日付け北信交旅第４８７号、北信交監第７０号、北信技保第６３号）のとおり通達があったので了知願います。

石運輸
第721号
25.9.26
北陸信越運輸局

北信交旅第４８７号
北信交監第７０号
北信技保第６３号
平成２５年９月２０日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長、及び整備課長から別紙写し（平成２５年９月１７日付け国自安第１４１号、国自旅第２２１号、国自整第１６５号）のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対し周知願います。

交監
第142号
25.9.17
北陸信越運輸局

国自安第１４１号
国自旅第２２１号
国自整第１６５号
平成２５年９月１７日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成２１年９月２９日付け国自安第６６号、国自旅第１３４号、国自整第６２号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

技係
第 93 号
25. 9. 17
北陸信越運輸局

国自安第１４１号
国自旅第２２１号
国自整第１６５号
平成２５年９月１７日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成２１年９月２９日付け国自安第６６号、国自旅第１３４号、国自整第６２号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

別　　添

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について（新旧対照表）

新	旧
国自安第　６６号 国自旅第１３４号 国自整第　６２号 平成21年９月29日 一部改正　平成22年12月15日 一部改正　平成25年 9月17日	国自安第　６６号 国自旅第１３４号 国自整第　６２号 平成21年９月29日 一部改正　平成22年12月15日
各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿	各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿
自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局技術安全部整備課長	自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局技術安全部整備課長
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について	一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について
「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第６０号、国自旅第１２８号、国自整第５４号。以下「局長通達」という。）及び「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について（平成１４年１月１７日付け国自安第４１５号、国自旅第１４０号、国自整第１３８号。以下「公表局長通達」という。）」の解釈及び運用について下記のとおり示すので、施行に当たっては、十分留意の上取り扱われたい。 なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成１４年１月１７日付け国自総第４１７号、国自旅第１４２号、国自整第１４０号。以下「平成１４年通達」という。）は、廃止する。	「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第６０号、国自旅第１２８号、国自整第５４号。以下「局長通達」という。）及び「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について（平成１４年１月１７日付け国自安第４１５号、国自旅第１４０号、国自整第１３８号。以下「公表局長通達」という。）」の解釈及び運用について下記のとおり示すので、施行に当たっては、十分留意の上取り扱われたい。 なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成１４年１月１７日付け国自総第４１７号、国自旅第１４２号、国自整第１４０号。以下「平成１４年通達」という。）は、廃止する。
記	記
Ⅰ局長通達関係	Ⅰ局長通達関係
１．局長通達１．通則関係 (1) 局長通達１．(1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文章表現とする。 (2) 局長通達１．(2)に規定する「同一の違反」は、局長通達別表第１に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多	１．局長通達１．通則関係 (1) 局長通達１．(1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文章表現とする。 （新設）

寡にかかわらず同一の違反とする。

(3) 次のいずれかに該当する場合の局長通達１．(2)における営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達１．(16)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

（削除）

(4) 局長通達１．(7)の「一定の違反」とは、局長通達別表第１の違反行為の事項欄中（※）、（◎）若しくは（☆）が付されている違反又は過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、最高速度違反、無免許運転若しくは救護義務違反を伴う事故を引き起こした場合における当該違反に関連する処分基準に掲げる違反事項に係る違反とする。

（削除）

(2) 次のいずれかに該当する場合の局長通達１．(2)における営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。

④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達１．(16)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

(3) 局長通達１．(7)の「死傷者数に応じ」とは、処分基準の再違反の欄の該当する処分日車数に、下表の事故死傷度係数表の死傷者数に応じた係数を乗じて算定するものとする。

事故死傷度係数表

被害者数	１以下	1超2以下	2超4以下	4超6以下	6超8以下	8超10以下	１０超
係　　数	１．０	１．１	１．２	１．４	１．６	１．８	２．０

注　１．死傷者数欄は、死者１名につき１．０、重傷者１名につき０．５、軽傷者１名につき０．２として計算する。（重傷者は、自動車損害賠償保障法施行令（昭和３０年政令第２８６号）第５条第２号又は第３号に掲げる傷害を受けた者をいう。）

２．死者とは、事故発生後２４時間経過した後に当該事故が原因で死亡が確認された場合も含む。

(4) 局長通達１．(8)の「一定の違反」とは、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準」（平成２１年９月２９日付け国自安第６３号、国自旅第１３１号、国自整第５７号）の表（以下「処分基準」という。）の違反行為の事項欄中（※）、（◎）若しくは（☆）が付されている違反又は過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、最高速度違反、無免許運転若しくは救護義務違反を伴う事故を引き起こした場合における当該違反に関連する処分基準に掲げる違反事項に係る違反とする。

(5) 局長通達１．(9)において、口頭注意、勧告、警告に相当する違反であって、その内容が悪質であると認められる場合は、それぞれ、勧告、警告、１０日車の自動車等の使用停止とすることができるものとする。また、１０日車の自動車等の使用停止、警告、勧告に相当する違反であって、その内容が軽微であると認められる場合は、それぞれ、警告、勧告、口頭注意とするこ

（削除）

(5) 局長通達１．(9)の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。

（削除）

（削除）

（削除）

(6) 局長通達１．(10)の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車監査指導部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等で地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の実情に応じて構成するものとし、設置要領については、地方運輸局において作成するものとする。

(7) 局長通達１．(16)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第３６条第１項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

(8) (7)の実質的に運送事業を譲渡した場合における局長通達１．(16)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲受人（２以上の譲受人があるときは、当該２以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合

とができるものとする。

(6) 局長通達１．(9)の軽減については、行政処分等の対象営業所において、初違反であり、かつ、処分基準に定める２０日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべき事項の行政処分に限り適用することができるものとする。ただし、初違反であり、かつ、処分基準において２０日車の自動車等の使用停止処分を行うべき事項の行政処分についても相当の理由が認められるものに限り適用することができるものとする。

(7) 局長通達１．(9)②の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断されたい。

(8) 局長通達１．(9)②ただし書の「相当な理由がある場合」とは、初違反の指導監督義務違反であって、当該運転者に対して運転適性も踏まえつつ、実践的な方法によって指導監督を行っていたことの証明があり、かつ、指導監督の実施状況が「旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項及び第２項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成１３年国土交通省告示第１６７６号）により必要な指導監督の３分の２以上であると認められる場合をいう。

(9) 局長通達１．(9)②ただし書の「特段の理由があるとき」とは、過失による運輸規則の規定の違反であって、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から１０日以内に当該違反状態を解消する行為が行われており、違反者自ら申告（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の取締りによって違反事実が発覚した場合又は監査の際に申告した場合を除く。）があったものとする。

(10) 局長通達１．(9)による加重又は軽減は、局長通達１．(4)から(9)までに記載されている順序にしたがって行うものとする。

(11) 局長通達１．(10)の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車監査指導部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等で地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の実情に応じて構成するものとし、設置要領については、地方運輸局において作成されたい。

(12) 局長通達１．(16)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第３６条第１項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

(13) (12)の実質的に運送事業を譲渡した場合における局長通達１．(16)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲受人（２以上の譲受人があるときは、当該２以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合

② 譲受人（２以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

２．局長通達２．法令違反に係る点数制度関係
(削除)

(1) 局長通達２．(4)②の「所要の措置」とは、局長通達１．(11)による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。
(2) １．(7)及び(8)の規定は、局長通達２．(7)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

３．局長通達３．自動車等の使用停止処分関係
(削除)

(1) 局長通達３．(5)の「処分車両数及び処分期間の配分」については、処分権者が、あらかじめ、処分等の実効性を確保するために必要な最低停止車両数（遊休車両の台数を考慮するものとする。）、停止対象となる車両等についての基準（以下「当該基準」という。）を定め、これを公表するものとする。
なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。
また、停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。
①違反事業者の違反営業所等の違反車両
②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く。）
③違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（④の車両を除く。）
④違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両
(2) (1)の「遊休車両の台数」は、次の式により算出する（１台未満の端数は切り捨てる。）ものとする。
監査日において事業者が保有する車両数×（１－実働率）
実働率は、原則として、監査日前３ヶ月（土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全休日を除く。）の平均実働率とし、事業者から提出された輸送実績報告書等の延実在車両数、延実働車両数に基づき算出するものとする。この場合において、事故車両、故障車両、車検中の車両その他稼働することが不可能な車両については、稼働車両に含めるものとする。
この場合において、各地方運輸局は、地域の実情を考慮して稼働車両に含める車両を別に定め、公表することができるものとする。
なお、監査日から処分日までの間に増車の認可又は届出があったときは、その台数分を遊休車両の台数に加えるものとし、その間に減車が確認された

② 譲受人（２以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね２分の１以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

２．局長通達２．法令違反に係る点数制度関係
(1) 局長通達２．(4)の「行政処分を行った日」とは、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法令に基づいて行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。
(2) 局長通達２．(4)②の「所要の措置」とは、局長通達１．(11)による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。
(3) １．(12)及び(13)の規定は、局長通達２．(7)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

３．局長通達３．自動車等の使用停止処分関係
(1) 局長通達３．(3)ただし書きの規定により算出された処分日車数が５の整数倍以外となった場合には、処分日車数を５の整数倍に切り上げるものとする。
(2) 局長通達３．(5)の「処分車両数及び処分期間の配分」については、処分権者が、あらかじめ、処分等の実効性を確保するために必要な最低停止車両数、停止対象となる車両等についての基準（以下「当該基準」という。）を定め、これを公表するものとする。
なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。
また、停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。
①違反事業者の違反営業所等の違反車両
②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く。）
③違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（④の車両を除く。）
④違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両
(3) 局長通達３．(6)の「遊休車両」の台数は、次の式により算出する（１台未満の端数は切り捨てる。）ものとする。
監査日において事業者が保有する車両数×（１－実働率）
実働率は、原則として、監査日前３ヶ月（土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全休日を除く。）の平均実働率とし、事業者から提出された輸送実績報告書等の延実在車両数、延実働車両数に基づき算出するものとする。この場合において、事故車両、故障車両、車検中の車両その他稼働することが不可能な車両については、稼働車両に含めるものとする。
この場合において、各地方運輸局は、地域の実情を考慮して稼働車両に含める車両を別に定め、公表することができるものとする。
なお、監査日から処分日までの間に増車の認可又は届出があったときは、その台数分を遊休車両台数に加えるものとし、その間に減車が確認されたと

ときは、その台数分を遊休車両の台数から減ずるものとする。	きは、その台数分を遊休車両台数から減ずるものとする。
(3) 局長通達１．(16)を適用して局長通達３．の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。	(4) 局長通達１．(16)を適用して局長通達３．の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車交通局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
４．局長通達４．事業の停止処分関係	４．局長通達４．事業の停止処分関係
(1) 局長通達４．(1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。	(1) 局長通達４．(1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省自動車交通局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
(2) 局長通達４．(1)④ロの「運行管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。	(新設)
(3) 局長通達４．(1)④ハの「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成１３年国土交通省告示第１６７５号。以下「告示」という。）の未遵守が１ヶ月間で計３１件以上あった運転者が３名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。	(新設)
(4) 局長通達４．(1)④ニの「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。	(新設)
(5) 局長通達４．(1)④への「整備管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（整備管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。	(新設)
(削除)	(2) 局長通達４．(1)④により事業の停止処分をする場合は、局長通達３.(3)の規定は適用せず、他の違反事項の処分日車数は加えないものとする。
(削除)	(3) 局長通達４．(2)の「当該営業所に所属する事業用自動車数」は、当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日における事業用自動車数とする。
(6) 局長通達４．(4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。	(4) 局長通達４．(4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
(7) 局長通達４．(7)の規定により７日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるのは、「７日間」とする。	(5) 局長通達４．(7)の規定により７日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるのは、「７日間」とする。
(8) 局長通達４．(9)の規定により３日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるのは、「１１日間」とする。	(6) 局長通達４．(10)の規定により３日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「１４日間」とあるのは、「１１日間」とする。
(9) 局長通達４．(8)の規定により３日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。	(7) 局長通達４．(8)の規定により３日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。
(10) 局長通達４．(9)の規定により３日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。	(8) 局長通達４．(10)の規定により３日間の事業の停止処分をした後で、局長通達４．(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「７日間」とあるのは、「４日間」とする。

５．局長通達５．営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令関係
(1) 局長通達５．(1)の営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
(2) 局長通達５．(3)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。

６．局長通達６．許可の取消処分関係
(1) 局長通達６．(1)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
(削除)

(2) 局長通達６．(1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
(削除)

(3) １．(7)及び(8)の規定は、局長通達６．(2)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

Ⅱ　公表局長通達関係

公表局長通達４．(1)による報道機関等への資料提供のうち、一般紙への資料提供については、地域の実情に応じ、違反点数が２０点を超えた事業者について行うことでもよいものとする。

附　則
１．この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。
２．Ⅰ１．(4)、３．(3)並びに４．(4)、(5)及び(7)の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１４年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
３．この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成１４年通達Ⅰ１．(12)及び(13)の規定は、なおその効力を有するものとする。

附　則(平成２２年１２月１５日　国自安第１０１号、国自旅第１５６号、国自整第９６号)
この通達は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則(平成２５年９月１７日　国自安第１４１号、国自旅第２２１号、国自整第１６５号)
１．この通達は、平成２５年１１月１日から施行する。
２．局長通達附則２．に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

５．局長通達５．営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令関係
(1) 局長通達５．(1)の営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合には、事前に本省自動車交通局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
(2) 局長通達５．(3)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。

６．局長通達６．許可の取消処分関係
(1) 局長通達６．(1)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省自動車交通局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
(2) 許可の取消処分は、主たる事務所の所在地を管轄している地方運輸局において、当該事業者に対し行うものとする。
(3) 局長通達６．(1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
(4) 局長通達６．(1)⑥により許可の取消処分をする場合は、局長通達３．(3)の規定は適用しないものとする。
(5) １．(12)及び(13)の規定は、局長通達６．(2)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

Ⅱ　公表局長通達関係

公表局長通達４．(1)による報道機関等への資料提供のうち、一般紙への資料提供については、地域の実情に応じ、違反点数が２０点を超えた事業者について行うことでもよいものとする。

附　則
１．この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。
２．Ⅰ１．(4)、３．(3)並びに４．(4)、(5)及び(7)の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１４年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
３．この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成１４年通達Ⅰ１．(12)及び(13)の規定は、なおその効力を有するものとする。

附　則(平成２２年１２月１５日　国自安第１０１号、国自旅第１５６号、国自整第９６号)
この通達は、平成２３年４月１日から施行する。

（別添）

平成○年○月○日

○○運輸局長　あて

○○○○○交通（株）
代表者　・・・・・

改善計画書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

（違反又は事故の再発防止及び安全確保の具体的方策）

１．具体的な違法行為改善策
２．違法行為再発防止策
３．安全総点検の実施
４．安全マネジメント体制の導入（見直し）
５．運行管理体制の見直し
６．乗務員に対する研修、指導の徹底
７．安全性向上に向けた革新技術の導入

（生活交通の確保の具体的方策）

８．生活交通の確保に係る自己の方策
　　例：輸送力の増強計画
９．他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

（計画期間その他）

10．計画期間
11．計画の実施に当たっての配慮事項

※改善計画書のイメージ

（別添）

平成○年○月○日

○○運輸局長　あて

○○○○○交通（株）
代表者　・・・・・

改善計画書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

（違反又は事故の再発防止及び安全確保の具体的方策）

１．具体的な違法行為改善策
２．違法行為再発防止策
３．安全総点検の実施
４．安全マネジメント体制の導入（見直し）
５．運行管理体制の見直し
６．乗務員に対する研修、指導の徹底
７．安全性向上に向けた革新技術の導入

（生活交通の確保の具体的方策）

８．生活交通の確保に係る自己の方策
　　例：輸送力の増強計画
９．他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

（計画期間その他）

10．計画期間
11．計画の実施に当たっての配慮事項

※改善計画書のイメージ